

FP	2級	生保
----	----	----

2024年 5月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

2級 生保顧客

資産相談業務

実施日① ◆ 年 月 日

実施日② ◆ 年 月 日

実施日③ ◆ 年 月 日

試験時間 ◆ 90分

★ 注 意 ★

1. 受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題（15問）です。
3. 筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（1月・5月試験は前年10月1日、9月試験はその年の4月1日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（41歳）は、妻Bさん（39歳）との2人暮らしである。Aさんは、X株式会社を2021年7月末日に退職し、個人事業主として独立した。独立から3年近くが経過した現在、事業は軌道に乗り、収入は安定している。

Aさんは、公的年金制度を理解したうえで、老後の収入を増やすことができる各種制度を利用したいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

(1) Aさん（41歳、個人事業主）

- 1982年9月22日生まれ
- 公的年金加入歴：下図のとおり（60歳までの見込みを含む）
20歳から大学生であった期間（31月）は学生納付特例制度の適用を受けた（その期間の保険料は追納していない）。

20歳	22歳	38歳	60歳
国民年金 学生納付 特例期間 (31月)	厚生年金保険 被保険者期間 (196月) 平均標準報酬額：30万円	国民年金 保険料納付済期間 (253月)	
2005年4月		2021年8月	

(2) 妻Bさん（39歳、会社員）

- 1984年6月14日生まれ
- 公的年金加入歴：20歳から大学生であった期間（34月）は国民年金の第1号被保険者として保険料を納付し、22歳から現在に至るまでの期間（205月）は厚生年金保険に加入している。また、65歳になるまでの間、厚生年金保険の被保険者として勤務する見込みである。

※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》Mさんは、Aさんに対して、Aさんが受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。年金額の計算にあたっては、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。なお、年金額は2023年度価額に基づいて計算し、年金額の端数処理は円未満を四捨五入すること。

- I. 「Aさんが65歳に達すると、老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権が発生します。Aさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の額は、(①)円となります」
- II. 「Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金の額は、(②)円となります。なお、Aさんの厚生年金保険の被保険者期間は(③)年以上ありませんので、老齢厚生年金の額に配偶者に係る加給年金額の加算はありません」

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式（4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略）

$$795,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料}}{\text{半額免除月数}} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料}}{\text{全額免除月数}} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式（本来水準の額）

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝①＋②

① 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times \text{2003年3月以前の被保険者期間の月数}$$

② 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times \text{2003年4月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額（円未満四捨五入）＝1,657円×被保険者期間の月数

$$-795,000円 \times \frac{\text{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額＝397,500円

《問2》 Mさんは、Aさんに対して、小規模企業共済制度について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「小規模企業共済制度は、Aさんのような個人事業主が廃業等した場合に必要な資金を準備しておくための共済制度です。毎月の掛金は、1,000円から（ ① ）円までの範囲内で、500円単位で選択することができます。支払った掛金は、税法上、（ ② ）の対象となります。

共済金は、加入者に廃業等の事由が生じた場合に、掛金納付月数等に応じて支払われます。共済金の受取方法には、『一括受取り』『分割受取り』『一括受取りと分割受取りの併用』があります。『一括受取り』の共済金（死亡事由以外）は、税法上、（ ③ ）として課税対象となります。

なお、掛金納付月数が240カ月未満で任意解約した場合は、解約手当金の額が掛金合計額を下回りますので、早期の解約はお勧めできません」

〈語句群〉

イ. 55,000 ロ. 70,000 ハ. 88,000 ニ. 事業所得の必要経費 ホ. 所得控除
ヘ. 税額控除 ト. 事業所得 チ. 一時所得 リ. 退職所得

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、老後の収入を増やすことができる各種制度について説明した。Mさんが説明した次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんは、国民年金の定額保険料に上乗せして、付加保険料を納付することができます。仮に、Aさんが付加保険料を200月納付し、65歳から老齢基礎年金を受給する場合、老齢基礎年金の額に付加年金として年額80,000円が上乗せされます」
- ② 「国民年金基金は、老齢基礎年金に上乗せする年金を支給する任意加入の年金制度です。加入は口数制となっており、1口目は2種類の終身年金（A型・B型）のいずれかを選択します」
- ③ 「国民年金基金の1口目の給付には、国民年金の付加年金相当が含まれているため、Aさんが国民年金基金に加入した場合、国民年金の付加保険料を納付することはできません」
- ④ 「国民年金の定額保険料や付加保険料を前納した場合、前納期間に応じて保険料の割引がありますが、国民年金基金の掛金については、前納による割引制度はありません」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（62歳）は、専業主婦である妻Bさん（60歳）との2人暮らしである。Aさん夫妻には2人の子がいるが、いずれも結婚して独立している。

Aさんは、これまで健康には自信があったが、昨年健康診断で高血圧と診断された。現在は、血圧を抑える薬を服用しており、数値は安定している。また、先日、同世代の友人が、がんを罹患し治療中であることを知ったこともあり、現在加入している生命保険を、医療保障を充実させたプランに見直したいと考えるようになった。

Aさんは、生命保険の見直しにあたって、公的医療保険制度（Aさんは全国健康保険協会管掌健康保険に加入）についても理解を深めたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんが現在加入している生命保険に関する資料〉

- ・ 保険の種類 : 定期保険特約付終身保険
- ・ 契約年月日 : 2006年6月1日
- ・ 月払保険料 : 24,200円（75歳払込満了）
- ・ 契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
- ・ 死亡保険金受取人 : 妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	200万円	終身
定期保険特約	1,000万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	300万円	10年
傷害特約	500万円	10年
入院特約	1日目から日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療に係る技術料と同額	10年
リビング・ニーズ特約	—	—

※ 更新型の特約は、2016年6月1日に記載の保障金額で更新している。

※ 入院特約、先進医療特約の更新限度は80歳である。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》Mさんは、Aさんに対して、健康保険の高額療養費について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「Aさんのような70歳未満の健康保険の被保険者が、病気やケガで医師の診察を受けた場合、原則として、医療費の（ ① ）割を一部負担金として保険医療機関等の窓口で支払います。Aさんが、（ ② ）に医療機関等に支払った医療費の一部負担金等の合計が自己負担限度額を超えた場合、所定の手続により、自己負担限度額を超えた額が高額療養費として支給されます。この一部負担金等の合計には、差額ベッド代、食事代、保険適用となっていない医療行為等に係る費用は含まれず、70歳未満の者の場合、原則として、医療機関ごとに、入院・外来、医科・歯科別に一部負担金等が（ ③ ）円以上のものが計算対象となります。また、過去□□□以内に複数回、高額療養費が支給されると、（ ④ ）回目から自己負担限度額が軽減される仕組みがあります」

〈語句群〉

イ. 1 ロ. 2 ハ. 3 ニ. 4 ホ. 5 ヘ. 9,000 ト. 12,000
チ. 21,000 リ. 同一月内 ヌ. 同一年内 ル. 過去2年以内

《問5》Mさんは、Aさんに対して、医療保険等の一般的な商品性について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「先進医療特約では、契約日時点において先進医療に該当した治療が先進医療給付金の対象となります。医療技術の進歩により、契約日以後、新たに先進医療の対象となっている治療もありますので、先進医療特約については、新規で加入したほうがよいでしょう」
- ② 「がん保障については、がんの再発時に一時金が支払われるものや、先進医療特約では保障の対象とならない自由診療を受けた場合を保障する商品も販売されています。Aさんのニーズに合わせて、保障内容を検討することをお勧めします」
- ③ 「引受基準緩和型の医療保険は、引受基準緩和型ではない通常の医療保険と比べて、他の契約条件が同一であれば、保険料が高く設定されています。Aさんは高血圧とのことですが、健康状態によっては、通常の医療保険であっても加入できる場合がありますので、まずは通常の医療保険への申込みを検討してみるとよいと思います」

《問6》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが現在加入している生命保険の見直しについてアドバイスした。Mさんがアドバイスした次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「現時点のAさんの必要保障額を算出し、適正な死亡保険金額を把握することから保障内容の見直しを始めてください。仮に、必要保障額を算出した結果、死亡保険金額が過大であれば、現在加入している定期保険特約付終身保険の死亡保険金額を減額して、医療保険やがん保険に新規加入する方法も考えられます」
- ② 「現在加入している定期保険特約付終身保険の入院特約は、80歳まで告知や医師の診査なしで更新することができます。医療保障に係る更新後の特約保険料は、保険金額が同額であれば、更新前と同一となりますので、入院特約については解約せずに残しておくことも検討事項の1つです」
- ③ 「現在加入している定期保険特約付終身保険を見直す方法として、契約転換制度の活用が考えられます。契約転換時の告知や医師の診査は不要で、健康状態にかかわらず、保障内容を見直すことができます」

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）は、Aさん（45歳）が10年前に設立した会社である。設立当初は経営状況が厳しかったが、ここ数年は順調に業績を伸ばし、従業員も定着するようになった。Aさんは、現在、従業員の退職金準備の方法について検討している。

そこで、Aさんは、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談したところ、中小企業退職金共済制度（X社は加入要件を満たしている）および〈資料〉の養老保険（福利厚生プラン）の提案を受けた。

〈資料〉 Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料

保険の種類	: 養老保険（特約付加なし）
契約者(=保険料負担者)	: X社
被保険者	: 全役員・全従業員（45名）
死亡保険金受取人	: 被保険者の遺族
満期保険金受取人	: X社
保険期間・保険料払込期間	: 65歳満期
死亡・高度障害保険金額	: 300万円（1人当たり）
年払保険料	: 540万円（45名の合計）

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、将来X社がAさんに役員退職金5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい（計算過程の記載は不要）。

〈答〉は万円単位とすること。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）を29年6カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- ① 退職所得控除額
- ② 退職所得の金額

《問8》Mさんは、Aさんに対して、中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という）について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「中退共は、中小企業の事業主が勤労者退職金共済機構と雇用者（従業員）を被共済者とする退職金共済契約を締結して、退職金を社外に積み立てる共済制度です。

掛金は、被共済者1人につき、月額5,000円から3万円までの範囲内から選択し、（①）負担します。なお、短時間労働者（パートタイマー等）は、月額2,000円から加入することができ、役員は原則として加入することができません。

また、中退共に新たに加入する事業主に対して、原則として、掛金月額の（②）（被共済者1人ごとに5,000円が上限）を加入後4カ月目から（③）、国が助成する制度があります。

被共済者が中途（生存）退職したときの退職金は、勤労者退職金共済機構から（④）支給されます」

〈語句群〉

イ. 事業主が全額を ロ. 事業主と被共済者が折半して ハ. 被共済者が全額を
ニ. 2分の1 ホ. 3分の1 ヘ. 4分の1 ト. 半年間 チ. 1年間 リ. 2年間
ヌ. 事業主を経由して被共済者に ル. 被共済者に直接

《問9》Mさんは、Aさんに対して、〈資料〉の養老保険（福利厚生プラン）について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「福利厚生プランの保険料は、その全額を福利厚生費として損金の額に算入します」
- ② 「福利厚生プランは、原則として、役員・従業員全員を被保険者とする等の普遍的加入でなければなりませんので、制度導入後に入社した従業員について加入漏れがないように注意してください」
- ③ 「死亡保険金が被保険者の遺族に支払われた場合、X社は当該保険契約に係る資産計上額を取り崩し、当該金額を雑損失として損金の額に算入します」

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（61歳）は、妻Bさん（56歳）および長男Cさん（24歳）との3人家族である。Aさんは、2023年中に一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金を受け取っている。なお、下記の〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉において、不動産所得の金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

- ・ Aさん（61歳） : 会社員
- ・ 妻Bさん（56歳） : パートタイマー。2023年中に給与収入100万円を得ている。
- ・ 長男Cさん（24歳） : 大学院生。2023年中にアルバイトとして給与収入80万円を得ている。

〈Aさんの2023年分の収入等に関する資料〉

- (1) 給与収入の金額 : 780万円
- (2) 不動産所得の金額 : ▲150万円（白色申告）
※ 損失の金額150万円のうち、当該不動産所得を生ずべき土地の取得に係る負債の利子の額10万円を含む。
- (3) 確定拠出年金の老齢給付金の年金額 : 30万円
- (4) 一時払変額個人年金保険（10年確定年金）の解約返戻金
契約年月 : 2016年7月
契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん
解約返戻金額 : 620万円
正味払込保険料 : 500万円

- ※ 妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
- ※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
- ※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
- ※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 所得税における損益通算に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「損益通算の対象となる不動産所得、(①) 所得、譲渡所得、(②) 所得の4つの所得金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、一定の順序に従ってこれを他の各種所得の金額から控除します。

損益通算は、第一次通算、第二次通算、第三次通算の順に行われます。第一次通算では、不動産所得または(①) 所得の金額の計算上生じた損失の金額を、給与所得などの経常所得の金額から控除します。また、譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、(③) 所得の金額から控除します。第一次通算によってもなお控除しきれない損失の金額がある場合は、第二次通算および第三次通算を行うことになります」

〈語句群〉

イ. 配当 ロ. 事業 ハ. 一時 ニ. 雑 ホ. 山林

《問11》 Aさんの2023年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「Aさんが受け取った確定拠出年金の老齢給付金の年金額は、雑所得として総合課税の対象となりますが、公的年金等控除額が控除されるため、雑所得の金額は算出されません」
- ② 「Aさんが受け取った一時払変額個人年金保険の解約返戻金は、契約から10年以内の解約のため、金融類似商品に該当し、源泉分離課税の対象となります」
- ③ 「Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の額は、38万円です」

《問12》 Aさんの2023年分の所得税の算出税額を計算した下記の表の空欄①～④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 総所得金額	(①) 円
社会保険料控除	□□□円
生命保険料控除	□□□円
地震保険料控除	□□□円
配偶者控除	□□□円
扶養控除	(②) 円
基礎控除	(③) 円
(b) 所得控除の額の合計額	□□□円
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))	2,300,000円
(d) 算出税額 ((c) に対する所得税額)	(④) 円

〈資料〉 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

〈資料〉 所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	195	5%	—
195	～ 330	10%	9万7,500円
330	～ 695	20%	42万7,500円
695	～ 900	23%	63万6,000円
900	～ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	～ 4,000	40%	279万6,000円
4,000	～	45%	479万6,000円

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設 例》

個人で不動産賃貸業を営んでいるAさん（66歳）は、X市内の自宅で妻Bさん（62歳）との2人暮らしである。Aさんの推定相続人は、妻Bさん、長男Cさん（35歳）および二男Dさん（31歳）の3人である。

長男Cさんは、X市内の企業に勤務しており、Aさんの自宅から比較的近い場所に住んでいる。一方、二男Dさんは他県に所在する戸建て住宅（持家）に住んでおり、X市に戻ってくる予定はないようである。

Aさんは、自身の相続に関し、普段から不動産賃貸業を手伝ってくれている長男Cさんに賃貸マンションを相続させたいと考えている。長男Cさんと二男Dさんの関係は良好であり、2人の子が遺産分割で揉めることはないと思っているが、Aさんは兄弟間で相続財産の偏りが生じることに一抹の不安を感じている。

〈Aさんの推定相続人〉

- ・妻Bさん（62歳） : Aさんと自宅で同居している。
- ・長男Cさん（35歳） : 会社員。妻と子の3人でX市内に暮らしている。
- ・二男Dさん（31歳） : 会社員。妻と2人で他県に暮らしている。

〈Aさんの主な所有財産（相続税評価額）〉

- ・現預金 : 8,000万円
- ・自宅敷地（300㎡） : 4,500万円（注）
- ・自宅建物 : 500万円
- ・賃貸マンション敷地（500㎡） : 1億2,000万円（注）
- ・賃貸マンション建物 : 6,000万円

（注）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続に関する次の記述①～④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

- ① 「ご家族の仲が良好であっても、相続開始後に遺産分割で揉めることがないように備えておくことが大切です。相続税の申告期限までに遺産分割協議が調わなかった場合、分割されていない財産について、相続税の申告時において『配偶者に対する相続税額の軽減』や『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けることができません」
- ② 「円滑な遺産分割のため、遺言書の作成をお勧めします。公正証書遺言は、作成された遺言書の原本が家庭裁判所に保管されるため、紛失や改ざんのおそれがなく、安全性が高い遺言といえます」
- ③ 「遺言書を作成する際は、各相続人の遺留分に留意する必要があります。仮に、Aさんの相続に係る遺留分を算定するための財産の価額を3億4,000万円とした場合、二男Dさんの遺留分の金額は、8,500万円となります」
- ④ 「二男Dさんに対する代償交付金を準備する方法として、契約者（＝保険料負担者）および被保険者をAさん、死亡保険金受取人を長男Cさんとする一時払終身保険に加入する方法があります。ただし、死亡保険金は、特段の事情がない限り、遺留分を算定するための財産に含まれますので、保険金額について十分に検討する必要があります」

《問14》 Aさんの相続に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

- I. 「妻Bさんが自宅の敷地および建物を相続により取得し、自宅の敷地の全部について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、自宅の敷地（相続税評価額4,500万円）について、相続税の課税価格に算入すべき価額を（ ① ）万円とすることができます。なお、自宅の敷地と賃貸マンションの敷地について、『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けようとする場合、（ ② ）」
- II. 「『配偶者に対する相続税額の軽減』の適用を受けた場合、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と1億6,000万円とのいずれか（ ③ ）金額までであれば、原則として、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません」

〈語句群〉

イ. 900 ロ. 2,250 ハ. 3,000

ニ. 適用対象面積は所定の算式により調整され、完全併用はできません

ホ. それぞれの宅地の適用対象の限度面積まで適用を受けることができます ヘ. 多い

ト. 少ない

《問15》現時点（2024年5月26日）において、Aさんの相続が開始した場合における相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、相続税の課税価格の合計額は2億8,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(a) 相続税の課税価格の合計額	2億8,000万円
(b) 遺産に係る基礎控除額	(①) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))	□□□万円
相続税の総額の基となる税額	
妻Bさん	□□□万円
長男Cさん	(②) 万円
二男Dさん	□□□万円
(c) 相続税の総額	(③) 万円

〈資料〉相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円
30,000	～ 60,000	50%	4,200万円
60,000	～	55%	7,200万円

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	① 743,656(円) ② 322,430(円) ③ 20(年)
問2	① 口 ② ホ ③ リ
問3	① × ② ○ ③ ○ ④ ×
第2問	
問4	① ハ ② リ ③ チ ④ ニ
問5	① × ② ○ ③ ○
問6	① ○ ② × ③ ×
第3問	
問7	① 1,500(万円) ② 1,750(万円)
問8	① イ ② ニ ③ チ ④ ル
問9	① × ② ○ ③ ○
第4問	
問10	① 口 ② ホ ③ ハ
問11	① ○ ② × ③ ○
問12	① 4,870,000(円) ② 380,000(円) ③ 480,000(円) ④ 132,500(円)
第5問	
問13	① ○ ② × ③ × ④ ×
問14	① イ ② ニ ③ ヘ
問15	① 4,800(万円) ② 1,040(万円) ③ 5,020(万円)